

産業廃棄物関連業務は、私たち行政書士にとって主要な業務分野のひとつですが、20品目ある産業廃棄物のうちの「金属くず」。皆さんは、金属くずって、具体的にどんな「くず」で、ほんとうにゴミなのかどうかと、お考えになったことはありませんか？今回は、行政書士からの視点でこの「金属くず」について少し整理してみようと思います。

まず、廃棄物の定義ですが、廃棄物とは、自分で利用したり他人に有償で売却できないために不要となったもので、固形状又は液状のものと言います。

そして、「金属くず」についてですが、2つの法律を見てみようと思います。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条で、産業廃棄物の定義を定めていますが、その第6項には、「金属くず」とあるだけで、具体的に何を指すかは記載されていません。環境省では、その一例として「研磨くず、切削くず、空き缶、金属スクラップ」をあげており、また公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターでは、「鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等」を挙げています。

そしてもうひとつ、同じ「金属くず」という文字を使った法令があります。それは茨城県金属くず取扱業に関する条例です。この条例は、東北地方、関東地方で唯一、茨城県のみが残存している条例で、その第2条に、「金属くず」の定義を定めています。そこには、「金属くず」とは「金属類であって、当該物品の本来の使用目的に供するため、売買、交換、使用されたことがなく、古物営業法第2条第1項に規定する古物ではないもの」と記載されています。

つまり、同じ「金属くず」という文字を使いな

がら、一方では「廃棄物」として取扱い、もう一方では「有価物」として取り扱っています。

ご存じのとおり、「廃棄物の金属くず」を収集運搬ないし処分するには、「産業廃棄物処理業許可」が必要です。他方、茨城県では、「有価物の金属くず」を業として取扱うには、「金属くず商許可」が必要になります。

それでは、「金属くず」は、実際にはどのように取り扱われているかということ、最初から、「有価物」として取り扱われた「金属くず」は、そのまま業者に売買されていますが、「廃棄物」として取り扱われた「金属くず」は、マニフェストを交付して収集運搬し、処分場で選別され、切断ないし破碎されますが、その処理された大部分は、「有価物の金属くず」として業者に売買されています。

つまり、最後の最後まで廃棄物となる「金属くず」は、ほとんどありません。

つまり、「金属くず」は、不要となって処理される途中に、どのように扱うかによって、「廃棄物」になったり「有価物」になったりしますが、最後は結局、「有価物の金属くず」になって再生されるといってもいいかと思います。

途中の処理方法の違いで、必要となる許可が違ってくるといことになります。

いかがでしたでしょうか。とりとめのない話になってしまいましたが、皆さん、お分かりになりましたでしょうか？